

# 石川県海岸漂着物対策推進地域計画（案）の概要

## 1 計画策定の目的及び背景

本県では、海岸漂着物処理推進法で定める国の基本方針に基づき、平成 22 年度に「石川県海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、国や市町とも連携しながら、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進してきた。

海岸漂着物処理推進法の改正（平成 30 年 6 月）に伴う国の基本方針の変更（令和元年 5 月）や石川県環境総合計画の改定（令和 2 年 3 月末予定）を踏まえ、新たに漂流ごみ等の処理や海洋プラスチックごみ対策などにも取り組むため、本地域計画を改定し、本県における海岸漂着物対策を一層推進する。

## 2 計画の位置づけ

海岸漂着物処理推進法第 14 条の規定により県が作成する地域計画

## 3 計画期間

国の基本方針の変更や県内における海岸漂着物対策に係る状況の変化等により、適宜、計画内容の見直しを行う。

## 4 地域計画の概要（主な改定内容）

### ○本県の海岸の概要と海岸漂着物等の現状

- ・海岸漂着物等は、国の補助金を活用して、市町と連携しながら回収しており、その量は年間約 632 トン（平成 28～30 年度平均）。朝鮮半島からのものと思料される木造船等は年間約 41 トン（平成 29～30 年度平均）。

### ○本県における海岸漂着物対策の基本的な方向性

#### (1) 海岸漂着物等の円滑な処理

- ・漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業等の経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や県、市町等が連携・協力を図りつつ、漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める。

#### (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- ・海洋プラスチックごみ問題について、県民の正しい理解を促す。
- ・使い捨てプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどによるプラスチック類の使用削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出抑制に努める。
- ・海岸漂着物等の性状、発生の状況や原因、経年的な量の推移等を把握するための定期的な調査を行う。

### ○本県において海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

#### (1) 重点的に推進する区域

- ・本県の海岸 581km の全域及びその沿岸海域とする。

#### (2) 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

- ・漂流ごみ等の処理は、市町が、国や県とも連携・協力を図りながら、漁業者の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める。
- ・県は、各種リサイクル法による 3R の取組みを推進するほか、県民、事業者、市町等と連携して、不必要な使い捨てプラスチック製容器包装・製品の使用削減の取組みを推進する。
- ・スーパー等の事業者との協定締結を通じ、レジ袋削減のほか、不必要な使い捨てプラスチックの使用抑制等を促進する。
- ・事業者における廃プラスチック類の排出抑制や減量化の取組みを促進するため、専門アドバイザーの派遣やマニュアル等による周知を図る。
- ・県及び市町は、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみ問題に関して、イベントやホームページ、テレビ・ラジオ、リーフレット、広報誌等を活用して周知を図るよう努める。